

西六郷小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こり得るものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定、「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和 3 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成 26 年 7 月 10 日 東京都・東京都教育委員会決定）に基づき、大田区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立西六郷小学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

第 1 条 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

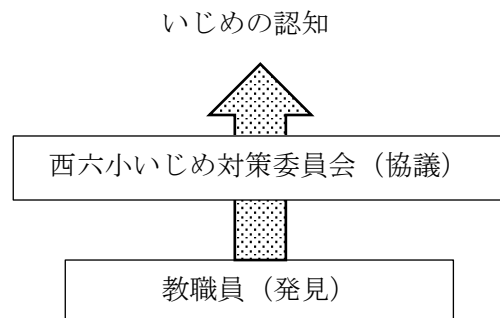
本校では、いじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、大田区・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第 2 条 いじめの定義

西六郷小学校いじめ防止基本方針におけるいじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、児童に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 1 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること
- 2 A と B の間に一定の人間関係があること
- 3 A の行為が B に対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること



第 3 条 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

第4条 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

本校教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。また、家庭、地域社会その他の関係機関と連携を図っていく。

更に教育委員会指導課におけるリスクマネジメント対策チームによる学校支援により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を学校や家庭に派遣するなど、いじめの防止について支援を受ける。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を推進する

いじめられた児童を守る

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、学校、家庭、地域社会その他の関係機関が連携し、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。また、これらの取組において、教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関と連携を図る。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な取組を行う。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通して、児童・生徒に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民及び関係機関は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努めるものであり、この旨を学校から発信していく。

第5条 学校における取組

1 西六小いじめ対策委員会の設置

(1) 西六小いじめ対策委員会

構成メンバー	校長	副校長	教務主任	生活指導主任	(経営専任主任)
	養護教諭	関係教員(担任等)	スクールカウンセラー		

(2) いじめを発見した教職員による情報提供と組織的な対応

- ①教職員が気付いた「いじめやいじめの疑いのある状況」をいじめ対策委員会に報告
- ②校長の指示のもとに、事実確認の方策について協議
- ③いじめ対策委員会の協議結果に基づき、事案の詳細を確認し、同委員会に報告
- ④いじめ対策委員会は、報告された状況について「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断 ⇒ いじめの認知

＊迅速な報告と対応を第一と考え、「委員の誰かに報告し、その委員が管理職に伝えた後に、委員会で情報共有を図る」「報告を受けた校長・副校長が、学級担任に直接対応を指示する」など、臨機応変の対応が必要になる場合もある。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) 未然防止に向けて

- ・ いじめ防止のための授業（年3回）
- ・ 児童がいじめの問題について主体的に考え、議論する等、積極的にいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 教職員の対応力の向上を高める研修（年3回）
- ・ ネットいじめを防止する啓発活動（情報モラル講習）
- ・ 家庭との連携・協力

(2) 早期発見に向けて

- ・ 日常的な会話や観察等を通して、児童の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握する。
- ・ 定期的なアンケート調査（年3回）や教育相談の実施。
- ・ いじめに関する情報を全教職員間で適切に共有する。
- ・ 保護者や地域住民、関係機関等からの情報の収集。

(3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、速やかに西六小いじめ対策組織に報告し、全教職員で情報共有した上で、組織的に対応方針を決定する等、いじめの解消に向けた対応を行う。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を保障する。
- ・ 教育的配慮の下、いじめた児童を指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組や誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

- ・ いじめを解決するために、保護者への支援・助言を行う。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

【重大事態とは】

- | |
|--|
| <p>ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき</p> |
|--|

- ・ 重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会を通じて区長へ、事態発生について報告する。
- ・ 教育委員会との連携の下、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断し、調査を実施する。
- ・ いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び第三者委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態の調査結果について教育委員会及び区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

第6条 大田区におけるいじめ問題対策の取組 ※参考

1 大田区いじめ問題対策連絡協議会の設置

区は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るために、学校、教育センター、警察、少年センター及び子育て支援関係機関等で構成する「大田区いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。主な内容は以下のとおりである。

- ・ 学校におけるいじめ事案に関する情報共有及び実態の把握
- ・ 学校からのいじめの通報・相談に対する当事者間の関係の整理及び解決の支援
- ・ 学校が行ういじめ防止等のための取組への支援
- ・ 学校において重大事態が発生した場合の事実関係を明確にするための調査協力

2 大田区いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会の付属機関として、専門的な知識及び経験を有する学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士等によって組織された「大田区いじめ問題対策委員会」を設置し、教育委員会からの諮問に応じ、いじめ防止等のための有効な対策の推進について、調査審議し、答申する。

また、重大事態が発生し、第三者委員会による調査が必要な場合には、調査を行うための組織として、直ちに調査を行う。

3 大田区いじめ問題再調査委員会の設置

学校で重大事故が発生し、法第30条第1項に基づく調査結果の報告を受けた区長は、必要があると認めるときは、公平、公正な調査を行うために条例第16条に定めるいじめ問題再調査委員会を設置し、当該調査結果についての調査（再調査）を行うことができる。

4 いじめ防止等に関する具体的な取組

（１）相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童及びその保護者等に周知する。

また、スクールソーシャルワーカー等による家庭支援など、いじめの防止等に対する保護者等への相談体制を整備する。

（２）関係機関等と連携した取組の推進

児童館、その他の福祉機関や医療機関、民生・児童委員、警察等と連携し、及び放課後児童健全育成事業などとの関連を踏まえ、取組を推進する。

（３）教職員の資質・能力の向上、専門的知識を有する人材の確保等

教職員の研修の充実や学校におけるOJTの推進等による教職員の能力の向上に努めるとともに、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーその他の専門的知識を有する者の確保等の必要な措置を講じる。

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応に資するため、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。

（５）啓発活動の推進

いじめ防止のための広報その他の啓発活動を推進する。

（６）いじめ防止等のための調査研究の実施

いじめ防止のための調査研究及び検証などを行い、その成果を普及・啓発する。